

日本統治前期の台湾実業教育の建設と資源開発

——政策面を中心として——

呉 文 星

(要約)

本稿では 1919 年台湾教育令発布前に総督府が台湾人を対象として実施した実業教育について、政策面を中心として、その経緯と特色を検討し、これを日本植民地統治前期の実業教育と資源・産業開発との関係を適切に理解するための一助としたいと思う。初步的探求の結果によって、日本統治前期の 20 余年間、台湾総督府は積極的に台湾の資源開発及び新しい経済制度の建立に力を入れたが、しかし実業教育の実施については応急的で臨時的なやり方を探り、国語学校実業部、農事試験場講習生、糖業講習所、工業講習所等の実業補習教育施設の設立によって下級の実業人材を養成することを偏重した。その時期、世論は往々にして台湾に正式な甲種或いは乙種実業学校を設立する必要があることを建議したが、しかし総督府は遅々としてこれに応えようとしなかった。要するに、政策面から見ると、総督府は明らかに実業教育の建設に対して比較的慎重且つ保守的であったと言えよう。

はじめに

1929 年、東京帝国大学教授矢内原忠雄は、植民地台湾の教育問題を検討して、「(日本) 領台当初台湾統治上最も実用ありし医師養成を除き大正 8 年に至る迄は全く専門教育機関を有せず、実業学校も欠如し、本島人に対する中等教育も不備であった。之を此の期間に於ける異常なる産業資本主義発展に対比すれば、領台後二十五年の台湾統治の精力は大部分が経済に集中せられ、教育は重要視せられざりしを知る。」¹⁾ と批判的に指摘した。このことから分かるように、日本植民地統治の初期から、台湾総督府はその施政の重点を経済方面に置き、積極的に台湾産業の開発を行ったが、実業教育にはほとんど力を入れず、1919 年以前台湾の実業学校は全く欠落していた。

しかし、実際は日本植民地統治前期 25 年間、総督府は実業教育施設を創設しなかったわけではなく、国語学校実業部、農事試験場講習生、糖業講習所、工業講習所などを相続いて設置し、台湾人をそれぞれの実業項目の基層的人材として養成していた。そればかりでなく、日本国内に照らして工、商業学校を設立し、在台日本人の中等実業教育機関の施設としていた。言い換れば、この期間の台湾に於ける実業教育は応急的に行われ、一時的な、正規ではない実業教育施設を主体とし、正規の実業教育はまだ重要だとされていなかった。また、台湾人・内地人（即ち日本人）の実業教育は区別されていた。1919 年至る台湾教育令が公布されてはじめて、正規の実業教育制度は、正式に開始されるのである。

この特殊な現象が生まれた背景とは如何なるものであったのか、総督府の採った態度と政策についての考えは何か、その実施の状況と結果はどのようにであったのか、台湾社会と資源開発への影響は如何なるものか、これらはいずれも光明を待たれる重要な課題である。そこで、本稿では

まず政策面を中心として、1919年の台湾教育令発布前の台湾人を対象とした実業教育の実施の経緯と特色を検討する。まず、台湾総督府直轄国語学校に設けられた実業部、次にやはり同時期に殖産局と糖務局とによって始められた講習、第3に、学務部によって設けられた工業講習所をとりあげる。それらの沿革をたどりながら、上記の課題に迫り、これを日本植民地統治前期の実業教育と資源・産業開発との関係を適切に理解するための一助としたいと思う。

第1節 国語学校実業部による実業教育の開始

台湾の実業教育は、台湾総督府国語学校の創設とともに始まったということができる。その経緯は『台湾教育沿革誌』及び吉野秀公『台湾教育史』でもある程度知ることが出来るが、ここでは『台湾総督府公文類纂』中に残された資料も用いてさらに実態に踏み込んでたどることにしたい。

1896年4月、「台湾総督府直轄諸学校官制」が公布され、これによって台湾総督府国語学校が成立し、国語伝習所や公学校の教員、及び公私的事務の人材を養成する機関とし、師範と語学の両部に分けられ、語学部はまた土語科と国語科に分けられ、国語科は専ら台湾人の男子を収容し、中等普通教育を施すものとされた。1899年7月、総督府は「国語学校語学部留学生支給規則」を公布し、国語科の生徒の中で学力優秀、品行方正で将来見込みある者を日本に留学させるが、農・工・商に関する学術分野を専攻する者に限る、と明文で規定した。同年、国語科の学生楊世英は、東京留学を獲得し、農科大学に入学した²⁾。これは総督府が台湾人実業人材を養成する意図を持った嚆矢といふことができよう。

1900年の初め、総督府は国語学校に於いて工業部を増設し、工業関係の人材を養成しようと考えていた³⁾。そして8月、総督兒玉源太郎は「将来工芸部を置く端緒として、試験的に特別科として電信鉄道の二科を設け、国語科第三学年生徒中志願の者を収容し教育すべし。」と国語学校に指示した。このため、10月、国語学校は「鉄道電信科仮規定」を便宜的に制定した。その主な規定は次の通りである。

- 「一、本校語学部国語学校第三学年中ノ志望者ニ鉄道運輸又ハ電気通信に関スル教科ヲ課ス。
- 二、修年限ハ明治三十三年十一月一日ヨリ明治三十四年七月十日マテス但シ時宜ニ依リ期限ヲ伸縮スルコトアルヘシ。
- 三、鉄道運輸志望者ノ生徒ニアリテハ国語学科第三学年ノ教科中修身、国語（読書・作文）、習字及唱歌ノ授業時間ヲ通シテ毎週十二時乃至十八時ヲ減シ其時間ヲ以テ英語、運転、信号、電気通信、調査、訳務ノ六科目ヲ課す。
- 四、電気通信志望ノ生徒ニアリテハ国語学科第三学年ノ教科中修身、国語、（読書・作文）、習字及唱歌ノ授業時間ヲ通シテ毎週十二時乃至十八時ヲ減シ其時間ヲ以テ英語、現字通信、音響通信、電気法規、電信電話大意ノ五科目ヲ課ス。」⁴⁾

11月1日から鉄道科と電気科の修業を実施し始め、生徒は18名、講師は鉄道局及び通信課の技手等であり、成績が良好なので予定通り、翌（1901）年7月には第一回の卒業者を出した⁵⁾。

当時の世論はこのことを台湾工業教育の曙光と見なしたのであった。

一方で 1899 年に設置された台北師範学校には、1900 年 9 月に農科が設けられた。それは同年 8 月総督府は台北県知事に、次のように指示して実現した。「実業に関する学科を課し職業上の觀念を養成するは教育上の必要あるのみならず、本島學問上の流弊を救済するの一助たり、是故に師範学校に先以農科の初步を加設し、実業教育の端緒を開かんとす。其教授時数は毎週十二時とする。……但農科加設に就いては其県師範学校に於いて姑く実験の上、追て教則を改定すべき見込みに付き、有効なる方法を以て実施し、時々其情況を報告すべし。」⁶⁾しかし、初年生の学力が不十分であり、正科教授時間に余裕がないため、第二学年より農科教授を始めるとした。授業時数は第二学年 76 時間、第三学年 38 時間で、毎週 2 時間授業を行ない、第三学年は台北県農事試験場を利用して実験を行なうことが予定された。

次の教授細目を見ると、当時授業の題目はまだ統一されていなかったため、制定された教授細目は試用的性質を持ち、また台湾の作物と農業との密接に關係していたことが分かる。

農業教授細目

第二学年

第一学期 9 月 1 日から 12 月 28 日

第一小期 9 月 1 日から 10 月 31 日

生業、農業、農民、農地、土壤、作物、家畜。

第二小期 11 月 1 日から 12 月 28 日

季節、天氣、用水、肥料、飼料、農具。

第二学期 1 月 4 日から 3 月 31 日

第一小期 1 月 4 日から 2 月 10 日

種子、種子交換、播種、輪作、作物の害敵

第二小期 2 月 11 日から 3 月 31 日

益鳥、益虫、花及び菓実、暴風、洪水、寒暖、日光。

第三学期 4 月 1 日から 7 月 10 日

第一小期 4 月 1 日から 5 月 15 日

稻、稻の選種、水田、稻の播種及移植、水田の灌漑、除草、稻の収穫調整、稻の害敵。

第二小期 5 月 15 日から 7 月 10 日

禾穀、荳菽、雜穀、根菜、葉菜、蓏菜。

第三学年

第一学期 9 月 1 日から 12 月 28 日

第一小期 9 月 1 日から 10 月 31 日

促成栽培、工芸作物、桑、茶、大麻、煙草、藍。

第二小期 11 月 1 日から 12 月 28 日

果樹、果樹の繁殖、果樹の移植、果樹培養、果樹の剪刃、果樹の患害、果樹の収納、森林。

第二学期

第一小期 1月4日から2月10日

牛, 豚, 綿羊, 小羊, 鶏, 家鴨, 養魚, 大尾⁷⁾.

以上から分かる通り, 当時鉄道科, 電信科, 農科等実業教育の教科はいずれも試験的性質を持ち, 総督府は実業学校や専門学部をすぐには設立せず, ただ一時的に国語学校国語科の学生の志望者及び台北師範学校の学生に対し試験的に教学を行なったのみで, その科目は実用性が重視され, また速成を重んじており, 就職前の講習のようなものであった. 国語学校の事務報告に記録されているところによれば, 1901年9月21日から1902年7月10日まで, 国語学校国語科は続けて, 第三学年の志望者に対し, 鉄道, 電信教育を行なった⁸⁾.

1902年7月, 総督府は更に国語学校規則を改正し, 実業部を増設し, 農業, 電信, 鉄道の三科になり, 入科すべき生徒は年齢満17歳以上24歳以下で, 国語部第二学年の課程を終了した者又は之と同等以上の学力ある者とされた. 農業科は2ヶ年, 電信科及び鉄道科は1ヶ年の修業年限であった. 農業科の教科目は修身, 国語, 数学, 物理, 化学, 博物, 耕種, 養畜, 農産製造, 農業経済, 農業実習, 体操とされ, 電信科の教科目は修身, 国語, 英語, 数学, 電信電話, 体操とし, 鉄道科の教科目は修身, 国語, 英語, 数学, 運輸, 体操とされた. 専門科目は毎週教授時数と内容からこれを見ると, 農業科第一学年は耕種を6時間として植物生理, 土壌肥料, 作物, 病虫害などを教授, また養畜を2時間として主要なる家畜を教授し, 実習を6時間とし, 合計すると毎週教授総時数34時間の41%を占めた. 第二学年は耕種を6時間として作物, 病虫害, 林学大意等を教授, また養畜を2時間として主要なる家畜を教授し, 農業製造を3時間として主要なる農産物の製造を教授し, 農業経済を2時間として, 農業経済の大意, 農業簿記等を教授し, 実習を20時間とし, 修身1時間のみの非専門科目を有した. 電信科は, 英語6時間, 電信電話は14時間とされ, 法規, 理論, 技術等を教授し, 合計すると毎週教授総時数34時間の59%を占めた. 鉄道科は英語6時間, 運輸12時間とされ, 運転, 信号, 電信通信, 調査, 駅務等を教授し, 合計すると毎週教授総時数34時間の53%を占めた⁹⁾. 改正後の課程は以上のようにすでに最初の課程より完備された, 比較的に学理と実務を兼ねたものであった. 同時に, これまで国語学校電気科修業者に対しての資格認定と任用方法が全くなかったことに鑑み, 課程, 教学の改良及び教学時間の増加に伴って, まず, 電気通信助手採用規則及び三等郵便電信局技術員採用規則を改正し, 当校電気科卒業生の進路に保障を得た¹⁰⁾.

同年から1905年まで, 電信科は4回34名の学生を募集し, 全員が卒業した. 1903年から1906年までは, 農業科もまた4回70名の学生を募集し, 卒業者は33名であった¹¹⁾.

ところで, 台湾人を対象とする以上のような実業教育とは別個に, 内地人を対象とする実業教育も始められている. 1899年8月, 元総督府文書課長木村匡が発起し, 有志の寄付金3000余円によって創設された台北私立簡易商工学校である. 入学資格を高等小学校又は之と同等以上の学力を有する者, 修業は2ヶ年とされ, 修身, 読書, 作文, 算術, 簿記, 地理, 経済, 商事要項, 土語(即ち台湾語)等の学科を修め, 卒業者は商工業務に従事するものとされた¹²⁾. そして1901年11月, 第1回の4名の卒業生を出した¹³⁾. 1902年11月には, 第2回の卒業生7名が出た¹⁴⁾. また1906年末の在籍生は31名であった¹⁵⁾.

第2節 殖産局、糖務局管理下の実業教育の展開

国語学校に実業部が設けられたのと約同じ頃、学政を掌る学務課系統の管理ではなく、産業開発を担う機関である殖産局、糖務局によって下級技術者になる農事講習生等、糖業講習生等の養成もはじめられた。ここでも、やはり従来用いられていない『台湾総督府公文類纂』中の文書を用い、制度と実態の概略をたどることとした。

1. 農事講習生等

1900年5月、台北県農事試験場規程が発布され、その中、農事講習が主要な事務の一つとされた。このため、台北県農事試験場農事見習生規程が発布され、農事試験場に於いて実地に就き農事を修業しようと志望する者は見習生としてこれを許し、見習生には農事に関する簡易の学理技芸を教授することが定められた。入学資格は田畠二甲以上を有する者若しくはその子弟で普通の文字を解し得る者、年齢二十歳以上、身体強健、農事の労働に耐える者、1年間農業の見込みある者とされた。また、その定員は4名とし、毎日2時間講習に従事し、講習の余暇には普通の労役に従事させ、場内に寄宿させ、一日手当金25銭を給すが、ただし食料、被服、文具等の諸費は一切自己負担とされた。そして、修業満期に至り熟練の成績ある者には証明状を与え、帰郷の後は実習したこと付近農家の子弟に伝習する任務を有するものであると規定された¹⁶⁾。10月、台南県農事試験場が成立し、農事講習生を設置し、また台北県と類似する農事講習生の規程を制定した。学科には倫理、農業総論、土壤論、肥料論、作物栽培論、病虫害駆除法、畜産論、林産学、算術学、理化大意、動植物学等があった。11月、台北で5名、台南で7名の講習生を募集し、これが農業試験場講習生のはじまりとなった¹⁷⁾。

翌(1901)年11月、総督府の官制改正によって廃県置庁が行われ、これによって農事試験場は総督府の直属に改められ、台湾総督府農業試験場と称し、台北、台中、台南の三地に設置された。台北、台南両県の農事講習生は弁理成績良好にして前途頗る有望であったので、12月には更に台湾総督府農事試験場農事講習生規程が制定された。入学資格は田畠二甲以上を有する台湾人若しくはその子弟にして普通の文字を解し得る者で、満18歳以上、品行方正、身体強健、農事の労働に耐える者、修業期限は満1ヶ年とし、ただし時宜により延長することがあるとされた。講習生が農事に関する簡易の学理並びに技芸を講習するものとし、場内に寄宿させ、食料、被服、文具等は一切自己負担とし、授業の余暇には普通の労役に従事させるが、ただし労働賃銭を給することがあると規定された。講習生志願者の入場は殖産局長が批准し、殖産局長は場長を兼任した。1902年5月、台北農事試験場に於いて第一回講習生7名を入場させ、8月更に12名を入場させた¹⁸⁾。1904年6月には第一回卒業生12名を出した¹⁹⁾。

1902年の初め、農業試験場養蚕伝習生規程が制定された。元台中県に於いて早くから養蚕の試験を行い、且つ養蚕伝習所を設けて養蚕術並び桑園の栽培法等を農家の子弟に伝習したところ、成績が頗る良好であり、将来同地方有望の事業と認められたことから、その発達と普及を奨励し促進しようとしたものである。伝習生の入学資格は実業に従事する台湾人若しくはその家族

で普通の文字を解する者、ただし女子はこの限りに有らずとし、男子は満18歳以上、女子は満15歳以上にして身体強健、品行方正なる者とした。また、男子は養蚕及び桑園の栽培に関する簡易なる学理と技芸を伝習し、女子は養蚕及び製糸に関する技芸を伝習するものとし、男子に限り場内に寄宿させるが、但し食料、被服、文具等は一切自己負担とした。また、授業の余暇には官の業務に従事させ、相当の手当を給し、修業期間は毎年3月1日から7月31日までとするが、但し時宜により伸縮することがあり、伝習を終えた者には修業証書を授与すると規定した²⁰⁾。以上から分かる通り、農業講習生、養蚕伝習生を問わず、いくらかの資産を持つ地方農家の青年を募集対象とし、普通の文字を理解できさえすれば、一定の学歴や資格を備えている、或いは日本語に習熟している必要はなく、明らかにこのような講習は正式な実業教育ではなく、ただ単に近代的実業の基本的な実用の知識・技芸を伝授したのみであった。しかし、資格を満たし且つ志望する者が少ないため、講習が盛んになることはほとんどなかった。

1904年5月、農事試験場農事講習生規程中改正が行われた。主要な改正内容は、入学資格が田畠一甲以上を有する者、公学校第五学年以上の修了証書を有する者、年齢満17歳以上、修業年限は2ヶ年とされたことである。その理由は、元の規定によれば講習生は二甲以上の田畠を有する者とあるものの、実際二甲以上の田畠を有する農家は頗る稀で、全島で一農家が所有する田畠の平均は僅か一甲二分余りにすぎず、これを改正しなければ募集の範囲は大変狭くなり、農業改良の思想を鼓吹するうえでは大変遺憾であるためであった。また同時に、元の規定は応募者の学力程度が一定せず、いくらかの国語を解する者、或いは全くその素養のない者など甚だしい差があり、教授上非常に困難を極めるため、これを公学校第五学年以上修了及びそれと同等の学力を有するものと改めて講習生の質を一定させたのであった。なお、農学の一般を学習させて他日これを実地に応用させるには、一ヶ年の短い年月では到底これに必要な知識を涵養するに足りず、しかし三年乃至五年にした場合には家事上差し支えを生じる恐れがあるため、再三斟酌を加えてその期間を倍加し、從来よりいくらか完全に近代的農学を授けることになったのである²¹⁾。

当時、生徒の募集では全島各庁に定員数が定められ、各庁が募集規定による選抜の任務を負い、合格者を農事試験場に推薦していた。1905年生徒数は一年生36名、二年生14名であった。生徒の毎月の食費、文具費、書籍費は合計約4円50銭を必要とし、課外で労役に従事すると6円を得ることが出来た。尚且つ、1円50銭の余りができる、父兄からの送金を必要としなかった。教員の質は大変高く、1905年当時、13名の教員の中で東京帝国大学、農科大学の卒業者が7名おり、その他は農学校或いは國語学校の卒業者であった。課程及び毎週の教授時間は表1のとおりである。

その他、実習では、毎日実習地の水田で実地耕種に2～3時間従事し、なお試作圃に生徒各自希望の作物試験を行なった²²⁾。そのレベルは日本国内修業2ヶ年若しくは3ヶ年の農業補習学校に近く、初等実業教育に属すものであったようである。優秀な卒業生は農事試験場から選ばれ公費で日本へ留学し、1906年、第一回目として郭国士（台北）、石進源（宜蘭）、張福忠（新竹）の3人の卒業生が熊本県立熊本農業学校に進学した。この留学には公費による1ヶ年二万円内外の経費が支出された。熊本農業学校は専ら農学科のみが設けられ、教員は優秀な者が多く、熊本県

表1 農事講習の課程と毎週の教授時数

学科 学年		理 科	數 學	國 語	農 學	土 壤	肥 料	作 物	植 物	害 虫	土 文	畜 產	0 具	森 林	測 量	獸 醫	総時 数
第一 学 年	第一期	4	3	4	8				2		2						23
	第二期	4	3	4		2	3	3	2		2						23
第二 学 年	第一期	3	1	3		3	3	3	2	2		2		1	1		24
	第二期	2	2	3				3	2	2		2	2	2	4		24

(出所)『台灣農友会報』第1号、明治38年5月8日、23-25頁、「農事講習生概況」。

における農事試験の中心として、特に家畜に関する学科にも重きが置かれたので、全国的に有名な農業学校であった。更に、気候、距離が比較的台湾に近いという理由のため特別に選定された²³⁾。その後、毎年続いて2、3名の卒業生が農事試験場から選ばれ日本へ留学した。

上述のことが示すとおり、この期間農事講習生の形で展開された農業教育は専門レベルが日増しに高められ、講習生の人数は増加し続けたが、全体的に見ると、専門知識のレベルは依然として大変低く、またその規模も小さかった。まさしくこれが故に、現制度に対して期待を持っている論者は農事講習生が進取の気運を生み出したことを称賛すると同時に、講習生の規模もまた年を追って拡大され、その学習は学理と実習を兼ね、その上に経済の知識と方法を学び、徐々に一般農家で運用させていったのであると述べた。そして、いかにこれらの講習生卒業者を善用するかということと、これを台湾農業改良の中堅とすることは実に最大の急務であると指摘した²⁴⁾。ある論者は教育界が農業教育を重視し、初等農業教育を加速的に普及しなければならないことを認め、次のように強く表した。「本島に於ける農業は實に本島經營の隨一事業たり、故に農業教育の至重且つ至要なる事は決して我母國の比にあらず。何となれば、本島の農民は全く農業的知識を有せず、且つ農法もまた甚だ粗末なればなり、是れを以て現に實地の端緒を開ける各地公学校の農業科並びに農業学校の現今及び将来に就いては、予は切に本島教育界諸士の大なる注意と警告とを翫望して止まざる所なり」²⁵⁾。

1906年7月、総督府は農事試験場規程を改正し、第一条中に獣医講習を加えた。同時に、獣医講習規程を制定し、入学資格を農事試験場農事講習を修了した者、又はそれと同等以上の学力を有する者、満19歳以上の者とし、獣医に関する技術並びに簡易なる学科を講習し、修業期間は満6ヶ月とした。課程を制定する際、殖産局長は農事試験場長に対し、課程に於いて、本島に多発する牛豚疫の予防消毒に就いては特に通曉する所あらしむる様深く注意を加えよ、と指示した。その学科及び毎週授業時間は以下のとおりである。解剖及び生理学3時間、衛生学3時間、薬種学2時間、病畜管理法5時間、病理通論1時間、獣医警察法2時間、飼養及牧草論4時間、授業は22週、総時数は440時間となり、各学科の実習は毎日2時間であった²⁶⁾。

翌(1907)年8月、総督府は再び農事試験場規程を改正し、「養蚕伝習」を「林業講習」と改

めた。同時に、農業試験場講習生規程を改正し、講習生を農事、獣医、林業の三種に分け、農事講習生は甲科生及び乙科生の二種とした。入学資格については、乙科生は田畠一甲以上を有する台湾人若しくはその子弟で公学校第五学年以上の修業証書を有する者、又はこれと同等以上の学力ある者で満15歳以上の者とし、甲科、獣医、林業講習生は乙科農事講習を修了した者と同等以上の学力を有する者で満17歳以上の者とした。修業期間については、乙科生2ヶ年、甲科の農事、獣医、林業講習生は6ヶ月とし、時宜によってこれを伸縮することがあるとした。上述の改正の主な理由は、講習生のこれまでの学習が不足しており、乙科生の中で成績が比較的優秀な者を選抜し、獣医学、林学及び高度な農学等を教授するためであった。同時に、台湾産業界は過去より著しく発達を遂げ、各種産業知識は従来より比較的高度なものをするに至っていた。この他、養蚕知識は農事講習に含められてもよく、特設して伝習する必要がないことが認められたのであった²⁷⁾。

1908年6月、総督府は「本島の産業も勃興し、農事試験の如きも粗より精に入り農事講習もやや高等のものをする事となり、試験場現在の組織では到底適材を得る途がない」ことを認め、農事試験場官制を改正し、もとは殖産局が管理していた農事試験場を台湾総督が直接管理するよう改めた²⁸⁾。続いて、7月に農事試験場分課規程を制定し、これによって農事試験場は種芸部、農芸化学部、昆虫部、植物病理部、畜産部、教育部、庶務部の七部を設置し、その中、教育部は講習生の教育に関する事項を掌ることとされた²⁹⁾。翌(1909)年3月、新しく農事試験場講習生規程を制定し、講習生はやはり農事、獣医、林業の三種に分けられた。農事講習生は甲科、乙科の二種に分かれ、農科乙科生は農事に関する簡易学芸を学び、学科は倫理、国語、土語、地理、数学、博物、理化、農業大意、土壤及び肥料、作物、園芸、病虫害、畜産、獣医、森林、測量、体操、実習等であった。農科甲科は乙科の補習教育であり、学科は稻作、肥料、病虫害、実習等であった。獣医、林業科は初級専門教育であり、前者の学科は病畜管理、解剖及び生理、病理、薬物、衛生、獣医警察、実習等、後者は造林法、林產物大意、測樹、測量及び製図、実習等であった。修業期間については、乙科生2ヶ年、甲科農事、獣医及び林業講習生6ヶ月とし、在学中には日額20銭以内の手当を支給し、講習生の定員は220名とした³⁰⁾。このことが示すように、1906年より総督府は農業講習生の専門レベルを向上させることに力を入れ始め、且つその専門の範囲を拡大し始めた。しかしながら、依然としてこれまでのやり方を続け、農業試験場が講習生の特殊制度によって初級近代農業の人材を育てる責任を負い、その学生の由来はいくらかの資産を持つ台湾農家の青年であり、学生の全員を場内に寄宿させ、課外で労役に従事し手当を得ることが出来、学費、生活費を準備する必要はなく、さらに少し余らせることもできた。こうした特殊な制度は明らかに一般の農業学校の入学資格、学生の由来、課程、学習規定及び学費の支払い方式等とは異なっていた。

募集及び応募の情況を見てみると、1905年から募集定員数は往年より大きく増加し、毎年80名が定員とされたが、1909年に改定された規程では更に220名と大幅に増加された。また、応募者は年々増加する現象が見られた。1905年から1909年にかけての募集概況は表2のとおりである。

1913年の最後の第十回乙科生卒業まで、すべての農事講習生の卒業者数は485名であった³¹⁾。

表2 農事講習生募集概況

年別 項別	1905	1906	1907	1908	1909
応募者	104	143		167	261
入場者	88	97	86	80	80

(注) 1907年の応募者数は不明である。

(出所) 『台湾農友会報』第2号、明治38年10月10日、34頁、「農事講習生第二回卒業証書授与式」；第3号、明治39年3月10日、56-57頁、「農事講習生の募集」；第5号、明治39年7月10日、58-59頁、「農事講習生第三回卒業証書授与式」；第11号、明治40年7月10日、55-58頁、「農事試験場農事講習生第四回卒業証書授与式の概況」。及び『台湾農事報』第19号、明治41年7月25日、59頁、「第五回農科乙科卒業証書授与式状況」；第32号、明治42年7月25日、58-78頁、「第六回乙科農科講習生卒業証書授与式状況」、「農事講習生卒業及入場」。

獣医、林業、農科甲科の学生の由来は農科乙科の卒業生であり、1911年に至るまでの各科卒業生数は表3の通りである。

表3から分かるように、応募者は年々増加し、入場試験の競争も徐々に激烈になっていた。その上、この時国語学校実業部はもう学生を募集しなくなってしまっており、農事試験場は唯一の実業教育施設となっていた。当時のある論者は、農事試験場は募集定員を拡大したものの、毎年収容する学生は依然として台湾社会の需要を満足させるすべがなく、台湾の豊富な資源を開発し産業を振興させる需要に合わせるには、実業教育とりわけ工業教育を発展させることが急務であると認めていた。彼は「本島人唯一の実業学校は農事試験場なりと称するもほとんど不可なし。同場の本島人講習生は獣医科、林業科、農科の三に分れ、現在の生徒三百名に達し、頗る盛大なりと雖も、其の目的は名詮自性、農林に限られ、且つ其の収容生徒も三科を通じて、一年百名未満に過ぎざれば、吾人は茲に本島青年多数の収容所として、又本島の欠点たる工業助手の養成所として、工業学校の設立を希望せざるを得ず。」と訴えた³²⁾。

1911年12月、総督府は、公学校教育の普及と地方農業の発達により、耕種及び畜産の素養ある者を要求することがますます盛んになってきたことから、この際在学年限を延長し、やや完備された教育を施すことが必要であるとし、「台湾総督府農事試験場講習規程」を制定した。そして、農事試験場教育部に予科、農科、獣医科の三科を分設し、予科は一学年とし、農科又は獣医科志望者に必要な学芸を習得させ、農科は二学年とし、農事及び林業に関する簡易な学理及び技術を習得させ、獣医科は三学年とし、獣医に関する簡易な学理及び技術を習得させ、卒業生は検定及び試験を用いずに獣医免許状を得ることができるとした。予科の入学資格は耕地一甲以上又は之に相当する資産を有する者、又はその家族で公学校六学年の修業証書を有する者、身体強健、品行方正で家事に係累なく全学期間修業の見込みある者であった。予科を卒えた者でなければ農科又は獣医科に入学することは出来ず、各科の講習科目については、予科は修身、国語、漢文、数学、地理、歴史、博物、理化、農学、図画、体操、実習等、農科は修身、国語、漢文、数学、博物、農学、土壤、肥料、作物、園芸、病虫害、畜産、獣医、林学、測量、体操、実習等、

表3 農事講習生各科卒業生数

年別 項別	1907	1908	1909	1910	1911	合計
獣医	14	16	11	17	5	63
林業		13	11	7	7	38
農事甲科			11	12	14	37

(注) 1907 年林業卒業生及び 1907, 1908 年農事甲科卒業生なしである。

(出所) 『台灣農友会報』第 9 号, 明治 40 年 3 月 10 日, 49 頁, 「獣医講習生卒業式」; 第 15 号, 明治 41 年 3 月 15 日, 54 頁, 「第二回獣医講習生卒業式」; 及び『台灣農事報』第 16 号, 明治 41 年 4 月 25 日, 66 頁, 「第一回林業講習生卒業式状況」; 第 25 号, 明治 42 年 1 月 25 日, 55 - 56 頁, 「獣医, 林業, 農科甲科卒業証書授与式状況」; 第 38 号, 明治 43 年 1 月 25 日, 60 - 61 頁, 「総督府農事試験場農事講習生獣医科農科甲科卒業証書授与式状況」; 第 45 号, 明治 43 年 8 月 25 日, 77 頁, 「総督府農事試験場第三回林業科講習卒業証書授与式状況」; 第 50 号, 明治 44 年 1 月 25 日, 65 頁, 「台灣總督府農事試験場第三回農科甲科講習生卒業証書授与式状況」; 第 52 号, 明治 44 年 3 月 25 日, 65 頁, 「総督府農事試験場講習生第五回獣医科並びに第四回林業科卒業証書授与式状況」。

獣医科は修身, 国語, 漢文, 数学, 理化, 生理, 解剖, 薬物, 内科, 外科, 寄生動物, 眼科, 病理, 産科, 細菌, 衛生, 獣医警察, 診断, 畜産, 体操, 実習等であった。また, 生徒には一日二十銭が支給された³³⁾。同年, 蚕業講習生を増設し, 最初応募資格は農科甲科, 獣医科と同じとしたが 1913 年から予科修了者を入学させ, 修業期限も 1ヶ年から 2ヶ年に変わった。1918 年, この科は廃止された。1922 年, 台湾教育令公布の結果, 台湾人・内地人共学が実施され, 公立農業学校, 実業補習学校等が設立されたので, 農業講習生制度は遂に廃止された³⁴⁾。1922 年に至るまでの各専門分科による講習生の卒業者数は, 農科(甲科を含む) 81 名, 獣医科 177 名, 林業科 41 名, 蚕業科 71 名であった³⁵⁾。

1922 年に至るまでを概観すれば, 総督府は長い間特殊な農業教育制度を維持していたと言えるが, しかし入学資格, 修業年限, 講習科目等の規程は徐々に日本国内の乙種農学校に準じ, 比較的統一された規定と標準を備えるようになっていた。ただ, 依然としていくらかの資産を持つ地方農村青年を募集の対象としたり, 学生を場内に寄宿させ, 学生に手当を与えるなどの特殊な規定を持っていた。総督府は公費によって農家の優秀な青年が近代的農業の一般的専門知識と技術を備え, 台湾における地方農業改革の中堅分子となるよう養成する政策をずっと維持し続けたのだと言える。

なお, 内地人を対象とした講習生制度は, 1909 年, 台湾総督府林業講習生規程によって林業講習生が設置され, 専ら営林技術に従事する内地人下級技術員を養成した。入学資格は満 21 歳以上 30 歳以下の内地人で兵役に關係なく, 品行方正, 身体強壮な者とした。講習科目は林業大意, 造林法, 測量術, 測樹法, 林野法規, 土語, 造林実習, 測量及び製図実習, 測樹実習等, 講習期間は 6 ヶ月であったが, 但し時宜により伸縮することがあるとされた。また, 卒業後満三ヶ年間総督府で指定の任地に奉職する義務があった。1918 年から募集は中止し, 全部で九回の卒業生 96 名が出された³⁶⁾。

2. 糖業講習生等

1901年12月、総督府は糖業の改良発達を図り、甘蔗栽培及び製糖に関する技術生を養成するのが急務の一つとして、糖業技術伝習生規程を制定し、入学資格を満23歳以上40歳以下の内地人男子で兵役に關係ない者とし、期間を三ヶ月とし、伝習生には農業及び糖業に関する簡易なる学理と技芸を教授し、修業の後、糖業技術生に採用した。そして、伝習生は30名を定員として募集試験を行ない、その修業期間には一ヶ月8円の手当を与えた。修業後には三ヶ年の奉職の義務があった³⁷⁾。つまり総督府は台湾糖業の改良と発展に合わせて糖業に従事する人材の養成を開始したが、募集対象を内地人としていたのであった。

募集の際、志願者は大変多く、且つ私費で伝習を願い出る者もいた。その上、将来糖業技術生を必要とするのは官庁だけでなく、会社、製糖家等の需要も少なくなかった。このため、1902年初め、総督府は糖業技術私費伝習生規程を別に定め、私費による伝習の門を開いた。その規定は官費伝習生養成規程のやり方に準じ、30名を定員とし、毎回10名に限り募集し、応募資格を満18歳以上40歳以下の内地人男子とした。また、修業期限に達した時は修業試験を執行し、その合格者には殖産局長から修業証書を付与し、糖業技術生に採用することがあるとした³⁸⁾。

続いて、1904年9月総督府は臨時台湾糖務局糖業講習生養成規程を発布した。講習生養成の目的を、糖業の改良発達を計るためにこれに関する技術を習得させ、その事務は臨時台湾糖務局長の管理に属すと規定した。入学資格は高等小学校第二学年以上の課程を修業した者又は公学校を卒業した者、若しくはこれと同等以上の学力ありと認めた者、満18歳以上で兵役に關係なく、品行方正、身体強健、労働に堪える者とした。そして庁長の推薦により入学され、毎年50名を定員とし、修業年限は2ヶ年であった。製糖科と機械科の二科に分かれ、糖業に関する簡易な学理並びに技芸を教授し、講習科目については、製糖科は農学大意、甘藷栽培法、化学大意、製糖用分析術、製糖法、算術、国語、又は土語、実習等とし、機械科は物理学大意、機械学大意、汽罐及び汽機取扱法、製糖機械取扱法、工場用具製作法及び製図、算術、国語又は土語、実習等とした。講習生は実習のため毎日一定の時間労役に従事するものとし、但し相当な手当を与えることがあるとした。講習生は養成所内に寄宿させるが、食料、被服、文具等は一切自己負担とした³⁹⁾。

上述から分かるとおり、糖業講習生制度は農事講習生制度と似通っており、いずれも臨時的で、実用を偏重した特殊実業教育施設であった。しかし、糖業講習生は、最初から入学資格、修業年限、講習科目等が比較的よく考慮され、日本国内の実業補習学校に類似していた点が異なっていた。とりわけ注目に値するのは、台湾人と内地人を共に収容し、決して純粹な台湾人教育施設ではなかったことである。

1905年2月、まず台南大目降（現・新化鎮）で臨時台湾糖務局糖業講習所を設け、講習生の養成が開始された⁴⁰⁾。翌（1906）年7月には、糖業講習所は大目降の糖業試験場に併置された⁴¹⁾。その後、総督府はこういった講習生は近代的会社の需要に応じるには欠点が甚が多く、加えて台湾糖業改良に必要なのは機械の運転方法と製糖技術よりも、製糖原料である甘蔗耕作の改良が焦眉の急であることに鑑み⁴²⁾、1908年12月、糖業講習生養成規程を改正し、従来の製糖、機械科

の区別を廃し、講習科目は修身、地理、数学、国語または土語、体操、実習等の普通学、及び普通農学並び製糖に関する科目とし、在学中には一日 20 錢以内の手当を支給することとした⁴³⁾。1911 年 12 月、臨時台灣糖務局が廃止され、糖業講習所は殖産局に属することになった。1921 年 12 月、当所は廃止された⁴⁴⁾。

糖業講習所成立後、最初の 6 回の募集では毎回台湾人と内地人の講習生を共に収容し、人数は 50 名とし、第 7 回以降は主として台湾人を募集し、定員は 25 名であった⁴⁵⁾。そして、講習所開設以来 17 年間で合わせて 363 名の卒業生を出した⁴⁶⁾。以上から分かることおり、糖業開発の重要な施設である糖業講習所は終始ただ実業補習教育の性質のみを持ち、下級の糖業技術の人材を養成する機関であった。1911 年からは専ら台湾人学生を収容し、農事講習生の制度と似通ったものとなり、いずれも台湾人を養成する実業教育施設であった。

第 3 節 学務部による実業教育の試行

1912 年に設けられた工業講習所は、国語学校実業部について、学務部が持った実業教育施設である。この講習所も設立当初はやはり、応急的、臨時の実業教育施設にとどまるもので、そのことは、総督府の人材育成のあり方が技術的なものに偏り、全人格的なものを軽視していたことを物語っている。しかし否定できないのは、こうしたやり方は決して職業教育の正道ではなく、正式な職業教育事業は教育行政機関の学務部によって長い前途ある計画が立てられるべきであったということである。講習所は後に公立台北工業学校へと発展するが、教育機関としての機能を十分に持つようになるのは、1919 年の台湾教育令公布前後のことであった。そこにいたる経緯の概略を、『台湾教育沿革誌』だけでなく、『台湾日日新報』や従来用いられていない『台湾総督府公文類纂』中の文書などからたどり、当時の台湾統治における実業教育の位置づけを探ることにしたい。

1908 年の際、世論では台湾産業の開発に従い、近代工商業知識と技術を具備した台湾人を養成する必要が認められていた。そして総督府が内地の甲・乙両種実業学校の中間程度に相当し、実用を偏重する商工教育施設を設立することを建議した⁴⁷⁾。その後、再び「(本島) の商取引の悪習慣を改良して、真に大いに本島商業の発展を図らんと欲せば、いかにしても商業教育の機関を設けて商業の知識を授け商徳を促進するが捷径なるべし、而して本島工業の発達を期せば、徒弟学校を設立して一般に工業的知識を授くるに過ぎたるあらざらん」と強調した⁴⁸⁾。

台湾産業界の機運に鑑み、総督府は 1909 年末から工業学校の設置を企画し始め、名古屋高等工業学校校長土井三郎に嘱託として諸般の調査を依頼した⁴⁹⁾。1910 年 10 月、議会で学校創設予算 30 万円が通過され、総督府は正式に案を定めた⁵⁰⁾。しかしながら、台湾産業発達状況は高級技術者の需要が少ないため、中学程度の工業教育施設の設立を計画した⁵¹⁾。最後には予算の大半が削減され、学校は当初の設計と大いにその趣きを異にし、ただ工業講習所の設立を決定したのみであった⁵²⁾。1911 年度から連続して 3 年間、学校を設立する予算が編成され、1912 年 7 月には、民政部学務部附属工業講習所規程が公布された。この講習所は学生に職工として必要な知識

表4 工業講習所の科目と毎週教授時数

学科 学年	修 身	工実 場習	製 図	木 工 法	図 画	国 語	数 学	理 科	英 語	金 工 法	電 気 学	合 計
金 工 科	一	1	13	4	3	5	5	5	3	3		42
	二	1	23	6	2	4	3	3				42
	三	1	28	8	1	4						42
金 工 電 工 科	一	1	13	4		5	5	5	3	3		42
	二	1	金 20 電 21	6			3	3	3		金 6 電 2	3
	三	1	金 35 電 40	3							3	1

(出所) 「一一 台湾総督府民政部学務部附属工業講習所規定発布ノ件」、第 2008 文書、『明治四五年台湾総督府公文類纂 九七』永久乙種、第 17 門 教育與學術。

技能を伝授するものであり、修業年限を 3ヶ年とした。教科は木土科と金工及び電工科の二科があり、木工科は木工、家具の二分科に分かれ、金工及び電工科は鋳工、鍛工、仕上、板金工、電工の五分科に分かれ、学生はその一分科を専修した。入学資格は年齢 14 歳以上 20 歳以下、修業年限 6ヶ年の公学校卒業者若しくはそれと同等以上の学力を有する台湾人とした。木工科、金工及び電工科の科目と毎週教授時数は表 4 の通りである。

表 4 が示すように、工場実習の毎週教授時数が最高の比重を占めており、実務の訓練を偏重していることを表している。製図、図画は木工及び機械設計の基本的技芸とされていたため、教授時数の占める比重は二番目に高くなっていた。木工法、金工法、電気工学等専門科目の占める時数に比重は高くなく、これはただ簡易な学理を教授していたことと関連していると思われる。同校は公告で学生を募集した時、実習を主とし、労働神聖の観念を鼓吹することに力を入れ、実習を嫌う風潮を杜絶することを期すると表示した。そして工場実習が同校の主要な課程であり、如何なる分科であれ学生はすべて現場でこれを実施しなければならないとし、実習に必要な各種材料と道具は当校が学生に貸し出し、また学費はとらず、学生が自分で準備する必要があるのは靴下と手拭い及び日用品等であり、ただ 50 錢を必要とするのみであると表示した⁵³⁾。要するに、工業講習所は小学校卒業者で 6ヶ月以上 4ヶ年以下の期間修業する日本内地の徒弟学校に相当し、そのレベルは小学校卒業者を収容し 5 年若しくは 6 年間修業させる工業学校には及ばなかつた⁵⁴⁾。この講習所は前述の農事講習生、糖業講習生の性質と似ており、いずれも単に実業補習教育施設にすぎないものであった。そして異なるのは、ただ同校が教育行政機関である学務部の管理する教育施設に属しており、農事、糖業講習生のように経済行政機関である殖産局、糖務局の管理に属していないことのみであった。事実上、同校の名を工業学校と呼ばないこ

とを決定した時、総督府は一度当校に対し学務局の管理或いは殖産局の管理のいずれの下に置くべきか躊躇したことがあった⁵⁵⁾。

1914年6月、総督府は台湾総督府工業講習所官制を公布し、従来学務部附属であったものを独立させ、総督府工業講習所とした。そして従来は学務部長が所長を兼任していたが、同時に専任所長を置く事になった。所長は技師が担当し、台湾総督の命を受けて所務を掌理するとされた。改正の理由については、総督府の内務大臣への稟申書中に、「本島産業の発展に伴い、工業上必要な技術者を養成する機関を設け、一面斯界の需要に応ずると共に、一面穩健着実なる教育の基を定むるは頗ぶる機宜の措置たるを認むるに由る」と述べられている⁵⁶⁾。その結果として、工業講習所と農事講習生はともに直接台湾総督の管理下に置かれることになった。

1917年、総督府は工業界の進運に鑑み、更に工業講習所を改めて工業学校とすることを計画し、10月には工業講習所官制を改正し、新たに応用化学科を設け、定員を増加した⁵⁷⁾。続いて11月、「台湾総督府工業講習所規則」を発布し、当講習所は工業に従事する台湾人の男子に必要な知識技能を授けることを目的とし、機械、電工、土木建築、応用化学、家具、金属細工の6科を置くことを規定した。機械科は鍛工、鋳工、仕上、木型の4分科に、土木建築科は土木、建築の2分科とされ、応用化学科は製造、醸造、色染の3分科に、家具科は指物、彫刻の2分科に、金属細工は板金、鍍金の2分科に分けられた。修業年限は三年とされ、入学資格は年齢14歳以上で、修業年限六年の公学校を卒業した者若しくはこれと同等の学力を有する者であった。教科目、各学年に於けるその程度及び毎週教授時間数については、更に完備された適切な規定を加えた。同時に、工業講習所長職務規程、工業講習所細則などが制定され、所長の職務及び学生の入学、退学、休学、賞罰、成績考査等いずれについても詳細な規定が作成された⁵⁸⁾。これは正式な工業学校に改正される条件を備えていたということができる。1919年台湾教育令が公布され、これによって講習所は公立台北工業学校と改称されるに至った。1912年から1918年にかけて、当校の学生の入学数は458名、卒業者数は192名であった⁵⁹⁾。

同じころ、学校形態による実業教育が相続いで導入された。1916年から二年間に設立された私立台湾商工学校、台南実業補習夜学校、私立打狗簡易実業学校等の中等実業教育施設があった。その大多数は内地人学生のみを収容するものであったが、私立台南商工学校のみは台湾人、内地人の両方を受け入れた。同校は商科と工科を設置し、修業年限を三年とし、乙種実業学校程度の教育を実施する施設で、その募集状況については、1917年台湾人30名、内地人36名、1918年台湾人112名、内地人51名であった⁶⁰⁾。

なお、この時期、台湾では学校教育形態に実業教育の中心が移行したと考えられるが、それにともない、内地人向けには、甲種実業学校程度の教育機関も導入され、台湾人に対するものとは異なる程度の教育を与える体制が作られた。すなわち、1917年5月に総督府商業学校が設立され、翌(1918)年7月には総督府工業学校が設立された。両校の修業年限はともに5ヶ年であり、入学資格、教科目等いずれも日本国内の甲種実業学校に準じていた⁶¹⁾。

結　び

本稿では、日本統治前期 20 余年間の台湾総督府直轄国語学校実業部、殖産局と糖務局による講習、及び学務部による工業講習所をとりあげた。それらは、いずれも応急的、臨時的なものであって、入学資格、修業年限、教科目及びその程度、生徒の学習と服務等の規定が正式な実業学校と異なり、単なる実業補習教育施設に過ぎなかった。すなわち、本稿で事実を辿ったことによって、改めて、当時、実業教育の中心は学校教育体系の中になかったことが確認されたといってよいだろう。まさに世論が指摘するところの「実業補習教育は経費少し、多数者に実業の知識を与ふる故之が普及は大いに希望する処也」⁶²⁾。というものであり、ある意味で総督府にとっては一挙両得の都合のよいものと言えた。

しかしながら、上述のような実業教育では明らかに台湾の産業開発の需要を満たすことができなかつたため、1900 年代中期の世論ではすでに土地の情況によりなるべく各種類の乙種実業学校を設置しなければならないということが建議されていた⁶³⁾。1907 年の『台湾日日新報』社説では総督府が批判され、これまでに設置した一時的、応急的な実業教育施設は規模が小さいだけでなく、その役割を十分發揮するものではないことが指摘されている。またその社説は、イギリス、オランダ、フランス、ドイツなどの植民国家が植民地官吏、裁判官、軍人、医者、実業家などを養成する機関を設立していない例がなく、19 世紀末葉以降みな「漸次進んで特殊な植民地学校を設立する」ようになったことを指摘し、また北海道の札幌農学校を例として、総督府に「台湾農学校」を設立することを建議して、次のように述べた。「実業者養成所としては国語学校実業科、各農事試験場の農事講習生及び糖業講習生、糖業技術伝習生等の機関なきにあらずと雖、皆一時応急のものに過ぎずして、本島産業の発達に伴い、振作を促すに不十分なるを免かれず、而かも島内各所に散在し、小規模なるを以て、其効用の如何は吾人の疑はざるを得ざる所なり、彼の札幌農学校が創立以来三十年多くの人物を出して、北海道の拓殖事業に貢献する所多きを思へば、吾人は本島に台湾農業学校の設立を企望せざるを得ず、札幌農学校が寒帯植民地学校として過去及将来に於いて、帝国の北進政策に資する所多きが如く、台湾農学校が熱帯植民地学校として、帝国の南下政策に資する所多からんことは吾人の切望止まざる所なり。」台湾農学校の規模と程度については、内地の府県立農学校の程度に合わせ、台湾人と内地人を同時に収容するとしていた。そして「台灣農業学校は敢て札幌農学校の如き大規模を要せず、其課程も敢て高尚なるを要せず、府県立農学校の程度にて足れり、内地人、本島人を俱に収容すること、国語学校師範部の如くするも可なるべく農科の外に便宜山林科、工科等を設け、島内適當地に之を設置せば、其経費も左まで大ならずして、其効用や極めて多かるべし。」と述べている⁶⁴⁾。

要するに、その時、世論はすでに、正式な甲種或いは乙種実業学校が一時的、応急的な実業補習教育施設に取って代わらなければならないものであることを認めていたのである。しかし、総督府は遅々としてこれに応えようとしなかった。上述からわかるように、政策面について見ると、総督府は明らかに比較的慎重且つ保守的であったと言え、積極的に植民地の実業人材を養成したとは言い難いであろう。

総督府の台湾統治前半期の実業人材養成事業は、本稿で述べてきた事からあきらかにように、終始、臨時的、应急的であり、かつ下級のレベルに偏っていた。その政策的意図がどこにあったか、また全体的な実業教育のバランスがどのようになっていたかは、今後更に検討を重ねる必要がある。なお、本稿の内容を2000年6月の日本台湾学会の学術大会で報告した際には、松田吉郎氏から報告に対して社会状況を考慮に入れた視点が提起された。広範な人材養成を目指した統治後半期に対して、統治前半期は台湾人社会と総督府のパイプ的役割を果たす人材の養成が目指されたのではないか、また当時の政策はいまだ実業軽視だった伝統的台湾人社会との関係をみる必要があるのではないか、という指摘である。そういう点については、今後検討を加える際の重要な視点であるが、本稿の究明する中心的なものと少々離れているので、今度は省略させていただく。

いずれにしても、総督府は学生募集の規模から明らかにように、決して充分な規模の実業教育の機会を台湾人社会に与えていなかった。本稿では言及しなかったが、農業を最も重視し、工業を次におき、商業を軽視するという偏りもその点を物語っている。入学希望者の増加に伴い、進学を希望するものは、遙か日本内地へ留学せざるを得なかつたのである。

注

- 1) 矢内原忠雄「帝国主義下の台湾」『矢内原忠雄全集』第二巻、東京、岩波書店、1936年、344頁。
- 2) 台湾教育会『台湾教育沿革誌』、台北、台湾教育会、1939年、576—577頁。
- 3) 『台湾日日新報』第870号、明治33年3月30日、第三版、「教授工業」。
- 4) 「二九 国語学校鉄道・電信科仮規定」、第521文書、『明治三三年台湾總督府公文類纂 三五』永久乙種、第17門 教育及学術、台湾教育会、前掲書、579頁及び吉野秀公『台湾教育史』、台北、作者自ら発行、1927、224頁。
- 5) 『台湾日日新報』第851号、明治34年3月7日、第二版、「本島工業教育の曙光」。
- 6) 「二八 台北師範学校教科ニ農科加設ノ件報告」、第521文書、『明治三三年台湾總督府公文類纂 三五』永久乙種、第17門 教育及学術。
- 7) 上掲文書。
- 8) 「二六 三四年十月国語学校事務報告」、第608文書、『明治三四年台湾總督府公文類纂 一〇』永久乙種、第4門 文書。
- 9) 台湾教育会、前掲書、580—591頁。
- 10) 台湾總督府台湾史料編纂委員会『台湾史料稿本』明治35年7月18日の「總督府国語学校電信科修業者ノ電気技術採用資格ヲ認ム」。
- 11) 吉野秀公、前掲書、225頁。
- 12) 「一六 私立学校設置許可報告ノ件」、第417文書、『明治三二年台湾總督府公文類纂 四八』永久乙種、第17門 教育及学術。及び『台湾日日新報』第393号、明治32年8月23日、第二版、「簡易商工学校の設立認可願」。
- 13) 『台湾日日新報』第1057号、明治34年11月8日、第二版、「商工学校卒業証書授与式」。
- 14) 『台湾日日新報』第1356号、明治35年11月8日、第二版、「簡易商工学校卒業式」。
- 15) 吉野秀公、前掲書、233頁。
- 16) 『台北県報』第151号、明治33年5月3日、37—38頁。「台北県令第五号：台北県農事試験場規程」、「台北県告示第三十二号：台北県農事試験場農事見習生規程」。及び『台湾日日新報』第599号、明治

- 33年5月3日、第二版、「農事試験場見習生の養成」。
- 17) 『台南県公文』第74号、明治33年10月4日、1-2頁、「台南県令第十八号：台南県農事試験場規程」、「台南県告示第六十五号：台南県農事試験場農事講習生規程」。台湾総督府台湾史料編纂委員会『台湾史料稿本』明治33年10月4日の「台南県農事試験場規程ヲ定ム」。又、台湾教育会、前掲書、873-874頁。
- 18) 「一 農事試験場農事講習生規程制定ノ件」、第587文書、『明治三四年台湾総督府公文類纂 八』永久乙種、第12門 殖産。及び台湾教育会、前掲書、874-875頁。
- 19) 『台湾農事報』第19号、明治41年7月25日、59頁、「第五回農家乙科卒業証書授与式状況」。
- 20) 「二 農事試験場養蚕伝習生規程制定ノ件」、第717文書、『明治三五年台湾総督府公文類纂八』永久乙種、第12門 殖産。
- 21) 「一 農事講習生規程改正ノ件」、第985文書、『明治三七年台湾総督府公文類纂 五八』永久乙種、第12門 殖産。
- 22) 『台湾農友会報』第1号、明治38年5月8日、23-25頁、「農事講習生概況」。及び『台湾教育会雑誌』第38号、明治38年5月25日、「農事講習生概況」を参照。
- 23) 『台湾日日新報』第2376号、明治39年4月6日、第二版、「農事留学生派遣」。『台湾農友会報』第4号、明治39年5月10日、53-55頁、「農事試験場第一回内地留学生」。
- 24) 孤憤大俗「農家と経済思想」『台湾農友会報』第4号、明治39年5月10日、11頁。
- 25) 小野敏夫「最低度の農業教育に就いて」『台湾教育会雑誌』第50号、明治39年5月25日、14頁。
- 26) 「一 獣医講習生ニ関スル訓令及告示ノ件」、第1221文書、『明治三九年台湾総督府公文類纂 六五』永久乙種、第12門 殖産。
- 27) 「一 農事試験場規程及講習生規程改正ノ件」、第1313文書、『明治四〇年台湾総督府公文類纂 四三』永久乙種、第12門 殖産。
- 28) 台湾教育会、前掲書、879頁。
- 29) 同上書、880頁。及び「六 農事試験場分科規程制定ノ件」、第1393文書、『明治四一年台湾総督府公文類纂 三四』永久乙種、第12門 殖産。
- 30) 「二六 台湾総督府農事試験場講習生規程制定ノ件」、第1519文書、『明治四二年台湾総督府公文類纂 六七』永久乙種、第12門 殖産。及び台湾教育会、前掲書、880-881頁。『台湾農事報』第29号、明治42年4月25日、92-93頁、「発布講習生章程」。
- 31) 藤根吉春「農業教育」『台湾農事報』第100号、大正4年3月31日、94頁。
- 32) 田原頸次郎「本島人と実業教育」『台湾教育会雑誌』第88号、明治42年7月25日、4頁。
- 33) 台湾総督府台湾史料編纂委員会『台湾史料稿本』明治44年12月14日の「台湾総督府農事試験場講習規程ヲ定ム」。
- 34) 藤根吉春、前掲文、92-93頁。及び台湾教育会、前掲書、881、883頁。
- 35) 吉野秀公、前掲書、228頁。
- 36) 台湾教育会、前掲書、888-889頁。
- 37) 台湾総督府台湾史料編纂委員会『台湾史料稿本』明治34年12月14日の「糖業技術伝習生養成規程ヲ定ム」。
- 38) 「一〇 糖業技術私費伝習生規程制定ノ件」、第717文書、『明治三五年台湾総督府公文類纂 八』永久乙種、第12門 殖産。及び台湾総督府台湾史料編纂委員会『台湾史料稿本』明治35年2月1日の「糖業技術私費伝習生規程ヲ定ム」。
- 39) 台湾総督府台湾史料編纂委員会『台湾史料稿本』明治37年9月29日の「臨時台湾糖務局糖業講習規程ヲ定ム」。台湾教育会、前掲書、886-887頁。
- 40) 台湾総督府台湾史料編纂委員会『台湾史料稿本』明治38年2月1日の「糖業講習所ヲ大目降ニ設置

ス」。

- 41) 台湾総督府台湾史料編纂委員会『台湾史料稿本』明治 39 年 7 月 10 日の「臨時台湾糖務局糖業試験場ヲ大目降ニ設置シ糖業講習所ニ併置ス」。
- 42) 『台湾日日新報』第 3160 号、明治 41 年 11 月 12 日、第二版、「糖業講習生」。
- 43) 台湾総督府台湾史料編纂委員会『台湾史料稿本』明治 41 年 12 月 13 日の「臨時台湾糖務局糖業講習生養成規程ヲ改正ス」。
- 44) 台湾教育会、前掲書、888 頁。
- 45) 藤根吉春、前掲文、95 頁。
- 46) 吉野秀公、前掲書、347 頁。
- 47) 『台湾日日新報』第 3185 号、明治 41 年 12 月 12 日、第二版、「商工教育の切要」。
- 48) 『台湾日日新報』第 3341 号、明治 42 年 6 月 20 日、第三版、「商工教育の必要」。
- 49) 『台湾日日新報』第 3473 号、明治 42 年 11 月 25 日、第三版、「工業学校設立計画」、第 3513 号、明治 43 年 1 月 15 日、第二版、「工業教育調査進程」。
- 50) 『台湾日日新報』第 3746 号、明治 43 年 10 月 20 日、第二版、「工業学校設立決定」。
- 51) 『台湾日日新報』第 3794 号、明治 43 年 12 月 12 日、第二版、「工業学校問題」。
- 52) 『台湾日日新報』第 4102 号、明治 44 年 10 月 26 日、第二版、「工業講習所開期」。
- 53) 『台灣時報』第 36 号、大正 1 年 9 月 20 日、「工業講習所の新設」。
- 54) 中沢岩太「工業教育に就いて」『台灣教育』第 159 号、大正 4 年 7 月 30 日、92 頁。
- 55) 『台灣教育会雑誌』第 106 号、明治 44 年 1 月 31 日、20 頁、「工業学校名称」。
- 56) 「二 工業講習所ニ関スル訓令、告示、通達中改廃ノ件」、第 2261 文書、『大正三年台灣總督府公文類纂 四二』永久乙種、第 17 門 教育與學術。及び台湾総督府台湾史料編纂委員会『台湾史料稿本』大正 3 年 6 月 22 日の「台湾總督府工業講習所官制公布」。
- 57) 「六 当府工業講習所官制中改正勅令公布及稟申ノ件」、第 2663 文書、『大正六年台灣總督府公文類纂 三二』永久乙種、第 17 門 教育與學術。
- 58) 「一一 工業講習所ノ規則、体操科教授要目、生徒養成規定廢止ニ關スル府令、訓令、告示発布ノ件」、第 2663 文書、『大正六年台灣總督府公文類纂 三二』永久乙種、第 17 門 教育與學術。
- 59) 台湾教育会、前掲書、886 頁。
- 60) 吉野秀公、前掲書、351 頁。
- 61) 同上書、341 - 344 頁を参照。
- 62) 『台湾日日新報』第 2408 号、明治 39 年 5 月 13 日、第一版、「実業教育」。
- 63) 同上注。
- 64) 『台湾日日新報』第 2654 号、明治 40 年 3 月 10 日、第二版、「台灣農學校の必要」。